

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開

(見える化要件)



令和6年度の介護報酬改定に伴い、【介護職員処遇改善加算】【介護職員等特定処遇改善加算】【介護職員等ベースアップ等支援加算】が一本化され、【介護職員等処遇改善加算】へ名称を変えました。1年間の経過措置を経て、当事業所においても令和7年度1月から、この新加算の算定を行っております。当該加算算定をさせていただくことに際し、

- A. 現行の介護職員等処遇改善加算(I)から(IV)までのいずれかを取得していること。
- B. 介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C. 介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じて「見える化」を行っていること。

※Cの「見える化」要件とは、2020年度からの算定要件で、介護サービスの情報公開制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇に関する具体的な取り組み内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、山梨市社会福祉協議会 山梨訪問介護事業所における処遇改善加算に関する具体的な取り組み(賃金以外)につきまして、以下のとおり公表させていただきます。

区分	当法人としての取り組み
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	②他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
	③職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	①働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修実務試験や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するケアマネジメント研修の受講支援等
	②上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	①子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業体制等の充実、事業所内託児施設の整備
	②職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	③有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声掛けを行っている
	④有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制度により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理	①介護職員の心身の負担軽減のための介護技術の習得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
	②事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の整備

区分	当法人としての取り組み
生産性向上のための取組	①厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」の基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている
	②現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)実施している
	③5S活動(管理業務の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実施による環境整備を行っている
	④業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	⑤業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中出来る環境整備。特に、間接業務(食事等の準備や片づけ、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う
やりがい・働きがいの醸成	①ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	②ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

2025年4月1日

※2025年4月現在の山梨市社会福祉協議会 山梨訪問介護事業所算定加算種別：介護職員等処遇改善加算Ⅱ